○財務省令第二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の五第一項第三号の規定に基づき、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）及び同令の規定を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

財務大臣　片山さつき

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が異なるものはそれぞれ改正後欄に掲げる規定として移動し、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを加える。

改正後	改正前
（報告を要しない資本取引の範囲） 第五条　［略］ ２　令第十八条の五第一項第三号に規定する財務省令で定める資本取引は、令第十一条第三項若しくは令第十一条の三第二項の規定に基づき財務大臣の許可を受けた者が当該許可を受けたところに従って行った資本取引、又は次に掲げる資本取引のいずれかに該当するものとする。 ［一～九　略］ 十　法第五十五条の三第一項第十二号に掲げる資本取引のうち、次のいずれかに該当する本邦にある不動産に関する権利の取得 イ　非居住者が当該非居住者又は当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業者の居住の用に供するため行った本邦にある不動産に関する権利の取得 ロ　本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が当該業務の遂行の用に供するため行った本邦にある不動産に関する権利の取得 ハ　非居住者が当該非居住者の事務所の用に供するため行った本邦にある不動産に関する権利の取得 ［号の細分を削る。］ ［十一～二十　略］ 附　則 （経過措置）	（報告を要しない資本取引の範囲） 第五条　［同上］ ２　［同上］ ［一～九　同上］ 十　法第五十五条の三第一項第十二号に掲げる資本取引のうち、次のいずれかに該当する本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得 イ　非居住者が当該非居住者又は当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業者の居住の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得 ロ　本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が当該業務の遂行の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得 ハ　非居住者が当該非居住者の事務所の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得 ニ　非居住者が他の非居住者から行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得 ［十一～二十　同上］ 附　則 （経過措置）

第三条　［略］

２　［略］

３　第五条第一項第一号、同条第二項第八号並びに第十条第三項の規定の適用については、改正法による改正前の外国為替及び外国貿易管理法第二十二条第一項第四号の規定によりされた届出に係る対外直接投資で、施行日前に行われているものは、法第二十三条第一項の規定により届け出られたものとみなす。

第四条から第十三条まで　削除

第三条　［同上］

２　［同上］

３　第五条第一項第一号、同条第二項第七号及び第八号並びに第十条第三項の規定の適用については、改正法による改正前の外国為替及び外国貿易管理法第二十二条第一項第四号の規定によりされた届出に係る対外直接投資で、施行日前に行われているもの及び改正法の附則第四条第一項の規定の適用を受けるものは、法第二十三条第一項の規定により届け出られたものとみなす。

第四条　法第五十五条の三第三項の規定に基づき届出をしようとする居住者が自己の資本取引の相手方となる者の報告を要しないこととしたい期間を平成十年四月中に開始しようとするときは、当該居住者は、この省令の公布の日から、第六条第一項の規定の例により届け出ることができる。この場合において、同項中「一月前」とあるのは「十日前」と読み替えるものとする。

２　前項の規定による届出が行われる場合における当該届出に関する大蔵大臣の事務の委任については、第三十八条第二号の規定の例による。

（移行期間中の報告の特例）

第五条　承認金融機関は、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間（以下「移行期間」という。）に行った外国為替業務に係る取引又は行為について報告をするときは、第十四条第一項第二号、同項第三号、同項第七号から同項第九号まで、同条第二項及び同条第六項の規定にかかわらず、当該各号及び各項に規定する様式に代えて、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に掲げる様式により報告することができる。

一　資産及び負債の状況に関する報告　別紙様式第五十五

二　対外支払手段等の売買に関する報告　別紙様式第五十六
三　デリバティブ取引に関する報告　別紙様式第五十七から第六十まで
四　貸付金の実行状況に関する報告　別紙様式第六十一
五　外貨証券の売買状況に関する報告　別紙様式第六十二
六　円払証券の売買状況に関する報告　別紙様式第六十三
七　利子、配当金又は手数料の支払等に関する報告　別紙様式第六十四

第六条　第十五条の規定による対外支払手段等の売買に関する報告をする者のうち、銀行等又は証券会社は、移行期間中に行った対外支払手段等の売買の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第五十六により、証券会社にあっては別紙様式第六十五により報告することができる。

第七条　第十六条の規定によるデリバティブ取引に関する報告をする者は、移行期間中に行ったデリバティブ取引の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第五十七から第六十までにより、証券会社にあっては別紙様式第五十九及び第六十六により、保険会社、証券投資信託委託業者及び金融先物取引業者にあっては別紙様式第六十六により報告することができる。

第八条　第十九条第一項又は第二項の規定による貸付金の実行の状況に関する報告をする銀行等は、移行期間中に行った貸付けの実行等の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、別紙様式第六十一により報告することができる。

第九条　第二十一条の規定による証券の売買の契約の状況に関する

報告をする者は、移行期間中に行った居住者と非居住者との間における証券の売買の契約の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十七及び第六十八により、証券会社にあっては別紙様式第六十八及び第六十九により、保険会社及び証券投資信託委託業者にあっては別紙様式第六十七により報告することができる。

第十条　第二十二条第一項又は第二項の規定による外貨証券の売買の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行った居住者と非居住者との間における外貨証券の売買の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十二により、証券会社にあっては別紙様式第七十により、保険会社及び証券投資信託委託業者にあっては別紙様式第七十一により報告することができる。

2　第二十二条第一項又は第二項の規定による円払証券の売買の状況に関する報告をする者は、移行期間中に行った居住者と非居住者との間における円払証券の売買の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十三により、証券会社にあっては別紙様式第七十二により、保険会社及び証券投資信託委託業者にあっては別紙様式第七十三により報告することができる。

第十一条　第二十三条の規定による銀行等の資産及び負債の状況に関する報告をする銀行等は、移行期間中の毎月末現在における資産及び負債の残高の状況について、同条の規定にかかわらず、同条に規定する様式に代えて、別紙様式第五十五により報告することができる。

第十二条　第十六条第三項、第十七条第三項、第十九条第三項又は

第二十二条第六項の規定による外国為替業務に係る利子、配当金又は手数料の支払等に関する報告をする者は、移行期間中に行った外国為替業務に係る利子、配当金又は手数料の支払等の状況について、同項の規定にかかわらず、同項に規定する様式に代えて、銀行等にあっては別紙様式第六十四により、証券会社にあっては別紙様式第七十四により、保険会社にあっては別紙様式第七十五により報告することができる。

第十三条　附則第五条から前条までに規定する報告書については、旧省令に規定する報告書を取り繕い使用することができる。

2　この省令の別紙様式第三による報告書については、当分の間、旧省令第十条第一項に規定する別紙様式第九（一）及び第九（二）による報告書を取り繕い使用することができる。

［第十四条・第十五条　略］

［条を削る。］

［第十四条・第十五条　同上］

（平成三十一年四月中にした支払等に係る報告の特例）

第十六条　第三条第一項の規定による支払等の報告をする場合において、次の表の上欄に掲げる日にした当該支払等については、同項中「当該支払等をした日から十日以内に」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十一年四月二十四日	平成三十一年五月八日までに
平成三十一年四月二十五日	平成三十一年五月九日までに
平成三十一年四月二十六日から同月二十九日まで	平成三十一年五月十日までに

2　第三条第二項の規定による支払等の報告をする場合において、平成三十一年四月中にした当該支払等については、同項中「当該支払等をした日の属する月の翌月十日までに」とあるのは、「平成三十一年五月十四日までに」とする。

別表第一　国際収支項目番号　（第三十七条関係）

注　この表における用語については、次に定めるところによる。

一　「親子会社等又は関連企業への対外投資」とは、居住者による次に掲げるもの（当該投資により次に掲げるものに該当することとなるものを含む。以下この号において同じ。）への投資をいい、「親子会社等又は関連企業への対内投資」とは、次に掲げるものからの居住者への投資をいう。

［イ～ニ　略］

ホ　ニに掲げる外国法人により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ　当該居住者により総議決権等の過半数を所有されている者により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからホまでに掲げるものを除く。）

ト　当該居住者の総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有する居住者（非居住者に総議決権等の過半数を所有されている者（以下この号において「特定親会社」という。）を除く。）により、総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ、ニからヘまで及びヌからカまでに掲げるものを除く。）

チ　トに掲げる外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ、ホ及びルに掲げるものを除く。）

リ　当該居住者の総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有する居住者（特定親会社を除く。）により総議決権等の百分

別表第一　国際収支項目番号　（第三十七条関係）

注　この表における用語については、次に定めるところによる。

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　前号に掲げる外国法人により総議決権等の百分の二十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからニまでに掲げるものを除く。）

ヘ　［同上］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ハからトまで及びヌからカまでに掲げる外国法人を除く。）	
ヌ　外国親会社等又は特定親会社により、総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びニからへまでに掲げるものを除く。）	ト　外国親会社等又は当該居住者の総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有する居住者（この表において「特定親会社」という。）により、総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びニからへまでに掲げるものを除く。）
ル　ヌに掲げる外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びホに掲げるものを除く。）	チ　トに掲げる外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人及び当該外国法人により総議決権等の全部を所有されている外国法人（ロ及びホに掲げるものを除く。）
ヲ　外国親会社等又は特定親会社により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ハからへまで及びヌに掲げる外国法人を除く。）	リ　外国親会社等又は特定親会社により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ハからトまでに掲げる外国法人を除く。）
ワ　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総議決権等の過半数を所有する外国法人（ロからへまで及びヌからヲまでに掲げるものを除く。）	ヌ　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数を所有する外国法人及び当該外国法人の総議決権等の過半数を所有する外国法人（ロからリまでに掲げるものを除く。）
カ　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数の議決権等を所有する外国法人により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからへまで、ヲ及びワに掲げるものを除く。）	ル　外国親会社等又は特定親会社の総議決権等の過半数の議決権等を所有する外国法人により総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有されている外国法人（ロからへまで、リ及びヌに掲げるものを除く。）
二　「対外投資に係る外国関連企業」とは、一のニからリまでに掲げる外国法人をいう。	二　「対外投資に係る外国関連企業」とは、一のニからへまでに掲げる外国法人をいう。
三　「対内投資に係る外国関連企業」とは、一のヌからカまでに掲げる外国法人をいう。	三　「対内投資に係る外国関連企業」とは、一のトからルまでに掲げる外国法人をいう。
［四～六　略］	［四～六　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙様式第二十二

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿

報告者：
氏名又は名称及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿
国籍＿＿＿＿＿＿
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿
職業又は業種＿＿＿＿＿＿

代理人：
氏名又は名称及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿
職業又は業種＿＿＿＿＿＿
責任者の氏名＿＿＿＿＿＿
担当者の氏名
（電話番号）＿＿＿＿＿＿

1　取得の内容 （該当分に○）	態様	イ　購入
		ロ　抵当権設定
		ハ　賃借　（始期：　終期：）
		ニ　その他　（具体的に記入すること。）
	取引の相手方	イ　居住者
		ロ　非居住者
	目的	イ　報告者等の居住用
		ロ　報告者が行う非営利目的業務用
		ハ　報告者の事務所用
		ニ　その他　（具体的に記入すること。）
2　不動産の内容	所在地	
	不動産番号	
	面積（該当分に○）	イ　土地（面　積　　㎡）
		ロ　建物（延面積　　㎡）
		ハ　その他　（具体的に記入すること。）
3　取得年月日		
4　取得の対価		

（記入要領）
1　西暦により記入すること。
2　「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
3　「1　取得の内容」欄において「目的　ニ　その他」に該当する場合には、具体的な内容を例にならって記入すること。
（例：事業開発目的、投資目的）
4　「4　取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入することとし、「1　取得の態様」欄において「ロ　抵当権設定」に該当する場合には抵当権設定により担保される金額を、「ハ　賃借」に該当する場合には一定期間における賃借料及び当該期間をそれぞれ次の例にならってかっこ書すること。
（例：（担保される債権の額　１００万米ドル）、（賃借料　１００万円／月））

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十二を次のように改める。

別紙様式第五十五から第七十五までの様式を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の外国為替の取引等に関する省令別紙様式第二十二に基づき報告をしなければならないとされている事項のうち、この省令の施行日前に行われた本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に係る報告については、なお従前の例による。

２　この省令による改正後の別紙様式第二十二による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第二十二による報告書を取り繕い使用することができる。